

喜茂別町商工会無料職業紹介所運営規程

(目的)

第1条 喜茂別町商工会は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）

第33条の4の規程に基づき、喜茂別町商工会無料職業紹介所（以下「職業紹介所」という。）の業務の運営に関し必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(業務内容)

第2条 職業紹介所が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 求職者への職業紹介及び求人者への求職者紹介に関すること。
- (2) 求人情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 公共職業安定所等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な業務に関すること。

(取扱範囲)

第3条 職業紹介所で取り扱う求職者、求人及び範囲は、次のとおりとする。

- (1) 求職者の範囲は、町内に居住する者及び居住を予定している者とする。
- (2) 求人の範囲は町内に事業所を有する企業並びに個人とする。
- (3) 職業の範囲は全業種及び全職種とする。

(求人)

第4条 商工会長は、要綱に定めた取扱業務の範囲内において、すべての求人の申し込みを受理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しないものとする。

- (1) 申込内容が法令に違反する場合。
- (2) 求職者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下「労働条件等」という。)が、通常と比べて著しく不適切であると認める場合。
- (3) 求人者は、所定の求人登録票（様式第1号）に必要事項を記入し、求人申し込みを行わなければならない。
- (4) 求人申し込みの際には、商工会長に対し労働条件等を書面の交付により明示しなければならない。

(求職)

第5条 商工会長は、取扱業務の範囲内において、すべての求人の申し込みを受理するものとする。ただし、その申込内容が法令に違反する場合は、これを受理しないものとする。

2 求人者は、所定の求職申込書（様式第2号）に必要事項を記入し、求職申込を行わなければならない。

(紹介)

第6条 商工会長は、職業紹介にあたり、法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者にはその希望する職業を、求人者にはその労働条件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

2 商工会長は、職業の紹介にあたり、求職者に対し、労働条件等を書面により明示しなければならない。

3 商工会長は、求職者を求人者に紹介するときは、求職者に紹介状を交付するものとする。

(求人登録・求職申込書の保管等)

第7条 職業紹介者は、受理した求人登録票及び求職申込書をそれぞれ求人管理簿(様式第4号)及び求職管理簿(様式第5号)に登載し。保管するものとする。

2 職業紹介者は、求人登録票及び求人管理簿を求職者の閲覧に供するものとする。

(業務運営規程の明示)

第8条 求人又は求職の申込を受理した場合は、法第5条の3に基づき、取扱い職種等の範囲、苦情処理に関する事項、求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項を定めた業務運営規程を求人者に明示するものとする。

(職業紹介業務担当者)

第9条 職業紹介業務に携わる職員は、喜茂別町商工会職員の職業紹介責任者とする。

(個人情報を取扱う者の範囲)

第10条 個人情報を取扱う者の範囲は、喜茂別町商工会職員とし、個人情報取扱責任者は前条第1項の規定に定める職業紹介責任者とする。

(個人情報の開示及び訂正)

第11条 前条の職業紹介責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除含む)の請求があったときは当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正するものとする。

(求人の有効期間)

第12条 職業紹介所が取扱う求人及び求職の有効期間は、原則として当該申込みの日から起算して1年間とする。

(守秘義務)

第13条 職業紹介責任者は、法第1条の2の規定に基づき、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は適正及び厳格に管理し、他に漏らしてはならない。

(均等待遇)

第14条 商工会長は、法第3条の規程に基づき、求人者又は求職者に対し、職業紹介業務について差別的な取扱いは一切行わないものとする。

(採否の報告)

第15条 求人者及び求職者は、雇用関係成立又は不成立の結果について、職業紹介責任者に対し報告しなければならない。

(苦情処理)

第16条 法第33条の4、法第32条の16及び則第24条の8に基づき、毎年事業報告書を作成し、北海道労働局に提出するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、無料職業紹介事業許可日(平成30年1月1日)から施行する。